

## 社会福祉法人観寿々会 役員等報酬規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人観寿々会（以下「当法人」という）定款第八条及び第二一条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬支給並びに費用弁償について定めるものとする。

### (理事会及び評議員会への出席報酬)

第2条 役員等が理事会及び評議員会に出席したときは、その報酬として日額1万円（源泉税別）を支払うことができるものとする。なお、理事で当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、職員給与に加えて役員報酬等を支給する。

2 交通費の実費については、報酬額に含まれるものとする。

### (理事及び評議員の報酬)

第3条 理事長が、理事会及び評議員会以外の日において、法人業務及び法人が実施する事業の運営のための業務にあった場合は、報酬を支払うことができるものとする。

2 専務理事及び総括会計責任者等が、理事会以外の日において、理事長に命を受けて法人業務及び事業運営のための業務にあたった場合は、報酬を支払うことができるものとする。

3 前2項に定めるもののほか、理事が理事会以外の日において、理事長に命を受けて法人業務及び事業運営のための業務にあたった場合は、報酬及び実費弁償費を支払うことができるものとする。

4 評議員が、評議員会以外の日において、理事長に命を受けて法人業務及び事業運営のための業務にあたった場合は、報酬及び実費弁償費を支払うことができるものとする。

5 前4項に定める報酬とは、日額1万円（源泉税別）とする。

### (監事の報酬)

第4条 監事が法人及び事業運営状況を指導又は監査の業務にあたった場合は、その報酬として日額5万円（源泉税別）を支払うことができるものとする。

2 交通費の実費については、報酬額に含まれるものとする。

### (費用弁償)

第5条 費用弁償は、社会福祉法人観寿々会職員旅費支給規程に定める施設長相当額の旅費を支給するものとする。

### (報酬等の額)

第6条 報酬額は、予算の範囲内において理事長が定めるものとする。

- 2 理事長、専務理事等（以下「常勤役員」という。）の報酬は、法人の資産及び収支状況を考慮し、勤務実態に即して適切な額を支給するものとする。
- 3 常勤役員の報酬額は、次のとおりとする。
  - (1)理事長 年額 900万円
  - (2)専務理事 年額 900万円
- 4 前3項(1)(2)以外の常勤役員の報酬額は、理事会の同意を得て適切な額を支給するものとする。
- 5 前3項及び4項に定める報酬額の変更については、理事会の承認を得なければならない。

（支給方法）

第7条 支給方法は、次のとおりとする。

- 2 常勤役員の報酬は、原則年俸とし、年一回の支給とする。
- 3 第2条、第3条の3、4及び第4条の報酬は、原則その都度の支給とする。
- 4 費用弁償は、社会福祉法人観寿々会職員の例による。

（公表）

第8条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第五十九条の二第三項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

（改廃）

第9条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

（改正）

第10条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

付 則

- 1 この規程は、平成11年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、平成22年4月1日から施行する。
- 3 この規程は、平成23年11月1日から施行する。
- 4 この規程は、平成25年4月1日から施行する。
- 5 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- 6 この規程は、令和3年6月1日から施行する。
- 7 この規程は、令和4年7月1日から施行する。